

様式第 10 (表) (第 5 条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第 17 条第 1

項

職員の退職手当に関する条例

第 17 条第 2

項第 17 条第

3 項

の規定により、退職手当の受給者に
対

し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命じる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第 17 条第 1 (職員の退職手当に関する条例) 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第 17 条第 2 項	

第 17 条第 3 項

円

様式第 10 (裏) (第 5 条関係)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(職員の退職手当に関する条例第 17 条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表するものを、それぞれ記載すること

2 不要の文字を抹消すること